

私立幼稚園等環境整備費補助 Q & A

番号	分類	対象	質問	回答
1	補助制度	全園	国の「教育支援体制整備事業費交付金」の基準に準じることに伴い、留意点はありますか。	交付金の対象となることに伴い、以下の2点に御留意ください。 ①【補助対象経費】 補助の対象となる経費は、交付金の基準に準じます。 「緊急環境整備では、施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備の整備を対象としています。そのため、これらの購入費用や設置、備え付けに必要な経費は対象となりますが、屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、屋外ステージ等の整備は対象になりません。また、設備の整備にあたり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等も対象となりません。」（平成27年4月24日付27文科初第241号。平成27年度教育支援体制整備事業費交付金に係る事業の募集について（依頼）より抜粋） また、交付金に準じ、令和2年度より全ての設備や物品に係る運搬費（送料・運賃等）は補助の対象になりません。 ※教育支援体制整備事業費交付金実施要領別紙1「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」を御参照ください。 ②【契約時期】 今年度は令和7年4月1日に契約を結んだものから本補助金の対象となります。
2	補助制度	全園	補助金の申請前に購入したものを申請することはできますか。 補助事業はいつ行えばよいですか。	東京都の補助金では、補助金申請事務の進行に係らず、事業を進めていただくことが可能です。 補助対象期間は、令和7年4月1日以降に契約し、納品及び支払までの手続を令和8年3月31日までに終えるものになります。
3	補助制度	全園	補助金はいつ交付されますか。	当該補助事業は、実績報告書の提出の後、補助金額が確定してから交付します。 したがって、実際に補助金が入金されるのは、翌年度の5月頃になる予定です。
4	補助制度	全園	申請を行う私立幼稚園等が多数あった場合、補助率が変わることはありますか。	多くの私立幼稚園等から申請があった場合、予算の範囲内での補助金執行となりますので、各園への補助金交付額に圧縮がかかる場合があります。
5	補助制度	個人立幼稚園	設置者不在の場合は、補助対象となりますか。	要綱第3 1（3）に基づき、補助対象者は学校教育法附則第6条の規定による私立の幼稚園を設置する者であるため、交付申請締切時点で設置者不在となっている幼稚園に対しては、この補助金を交付することができません。ただし、今年度中に新たに設置者を欠いた場合は、別途ご相談ください。
6	補助制度	全園	補助金の交付対象となった場合、処分制限等は生じますか。	補助金の交付対象となった設備等は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その目的に従って使用する必要があります。 また、取得価格が1個（又は1組）50万円以上のものについては、期間内において、都の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付または担保に供してはなりません。期間前に処分等を行う場合には、私学部を通じて知事に届ける必要があります。 このとき、既に交付した補助金の全部若しくは一部を都へ返還していただく場合があります。 （例）・すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他 10年 ・児童用机及び椅子 5年

私立幼稚園等環境整備費補助 Q & A

番号	分 類	対 象	質 問	回 答
7	契約関連	全園	補助事業実施に際し、入札や見積り合わせにより業者及び金額等を決定すべきですか。	補助事業を行うに当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その手続きの透明性を確保することが重要です。そのためには、公正かつ客観的な基準に基づく競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、原則として入札や複数業者による見積り合わせを行う必要があります。そのため、原則、同一条件で取った3社以上の見積書を添付してください。 3社以上の見積書を添付しない場合は、その事情を特命理由書にて説明してください。特命理由書を添付する場合は、必ず貴法人・貴園で作成してください。貴法人・貴園以外（採択業者等）による作成が発覚した場合は、補助の対象とならない場合がございますので、ご注意ください。 なお、契約ごとに1件の金額が30万円未満の場合は、幼稚園において価格調査を行ったうえで、見積書は1社でも差し支えないものとします。その際は、<u>採択業者の見積書とは別に、同一の物品で価格調査を行ったことがわかる資料（カタログのコピー、インターネットの画面を印刷したもの）</u>を添付してください。
8	契約関連	全園	購入しようと思う方法・業者からは、指定された提出書類の一部がもらえない可能性があるのですが。	各提出書類は補助事業に関する事務手続きが適正に行われたことを客観的に証明する資料のため、書類が揃わないことのないよう、見積等の段階から採択（予定）業者と十分に調整してください。 なお、購入物品や個別の幼稚園の事情を勘案し、物品の購入に関する例外的な取扱として、特定の書類が省略できる場合を定めました。Q&A別添を参照してください。
9	契約関連	全園	補助対象外の物品・工事等も合わせて発注してもよいですか。	同一の契約で構いません。補助対象外の物品・工事が含まれる見積書では、マーカ等により補助対象か対象外かを明確に区別してください。また諸経費など、補助対象外経費も含めて算定している共通経費は按分する必要があります。
10	契約関連	全園	教育の質の向上に必要な教具をリース契約しようと考えています。この場合も補助対象となりますか。	当該補助事業は、購入を前提にしているため、レンタル・リースに係る経費は補助対象外です。
11	契約関連	全園	インターネットオークションで買ったものは対象になりますか。	対象となりません。インターネットオークションは、競争性のある業者選定過程を経て申請額の適正さを担保する制度の趣旨から逸脱するものであり、補助金の適正執行の観点から適切ではありません。
12	契約関係	全園	交付申請時に提出した「採択業者」以外から購入しても補助対象になりますか。	「採択業者」として交付決定している以上、採択業者以外からの購入は補助対象外になります。特に在庫状況など変動があるものについては、お気をつけください。
13	契約関係	全園	店頭購入は、どのような場合に認められますか。	・廃盤品や中古品等でその店舗でしか購入できない物品の場合。 ・緊急性を要する事象が発生した場合（ただし、合理的な理由を説明できる場合に限る）。 なお、店頭購入であっても見積書及び価格調査資料、特命理由書の提出は必要です。申請方法の詳細は「Q&A別添1」をご確認ください。

私立幼稚園等環境整備費補助 Q & A

番号	分 類	対 象	質 問	回 答
14	補助対象経費	全園	既存のピアノを下取りに出し、新しくピアノを購入しました。下取額は、どのように取り扱えばよいでしょうか。	下取額が新規購入に係る費用に充当されることは、割引があったことと同様の取扱いとなります。そのため、購入金額から下取額を差し引くようにしてください。
15	補助対象経費	全園	補助対象となる物品を購入した際に、ポイントが付与されました。このポイントは、1ポイント＝1円の割引に使用できるものです。この取扱い、どのようにすればよいでしょうか。	左記の性質を持ったポイントを取得した場合は、補助対象経費から相当額を差し引くようにしてください。（記載方法は別紙「交付申請書、実績報告書記入例」をご確認ください）
16	補助対象経費	全園	補助対象事業について、下限、上限は設けられていますか。 【R7年度事業から変更あり】	下限は設けておりません。 上限については、1園当たりの補助基準額（補助対象経費）180万円を限度額としています。
17	補助対象経費	全園	園（法人）が購入して園児の所有になるものも対象になりますか。	園（法人）で所有し、園で使用するのが対象になるため、園児に配布し、園児の所有になるものは対象となりません。
18	補助対象経費	全園	見積段階から値上がりした場合、交付決定額より増額になるが、増額した額で補助金が支出されますか。	交付決定額を上限として補助金の支出を行うため、増額は認められません。交付決定は、見積書の金額をもって行うため、見積段階から値上がりしたとしても、補助金として支払われる金額は交付決定額までになります。なお、減額の場合は、減額した金額になります。
19	補助対象経費	幼保連携型認定こども園	対象年齢が異なる他の補助金との併用について	0才児から2才児まで用の補助金を併用する場合には、第三者が見て納得する合理的に説明できる方法で按分いただき、 ①契約書類を分けて申請するか、 ②按分した金額がわかるように計算書等を別紙として作成して申請してください。 なお、按分方法が単純に補助対象経費の上限額に合わせる理由では認められません。
20	補助対象経費	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園ですが、2号または3号の子どもが使用するものについても補助対象となりますか。	1号の子どもが使用するものは対象になります。2号または3号の子どものみが使用し、1号の子どもが使用しないものは補助対象外となります。1号の子ともとそれ以外の子どもが共通して使用するものは、補助対象とし、按分の必要はありません。
21	補助対象経費	認定こども園を構成する幼稚園	幼稚園型（年齢区分型）認定こども園ですが、0～2歳児の認可外保育施設部分のみで使用するものについても補助対象となりますか。	保育所部分のみで使用するものは、補助対象外となりますが、幼稚園部分と保育所部分とで共用して使用するものについては、補助対象とし、按分の必要はありません。
22	補助対象経費	全園	区市町村や都、国のほかの補助金から経費の一部を補助されることとなっています。残りの部分について都から補助を受けることができますか。	他の地方自治体等の補助の対象となっている経費は、都の補助対象から除外されます。対象となる経費について区や市の補助金制度を確認してください。 【対象外となる補助金の例】 ・保育園・幼稚園等による木育推進事業費補助金（東京都産業労働局） ・とうきょうすくわくプログラム推進事業補助金（東京都生活文化スポーツ局ほか） なお、経費を分けて複数の補助金に申請できる場合も、合理的に説明可能な按分方法で経費が按分されていない場合は、対象にできない可能性があります。

私立幼稚園等環境整備費補助 Q & A

番号	分 類	対 象	質 問	回 答
23	補助対象物品	全園	どんなものが補助の対象となりますか。	幼稚園で使用する「遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等」が対象です。 本補助は幼稚園の教育環境の質の向上を目的とすることから、原則としては園児が直接使用するものや教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用するものに限ります。 そのため、例えば、事務室で使用する机・イスなどの事務用備品や園長室の調度品・ソファ等、園児が直接使用しない給食用の調理器具等、あるいは建物維持管理用の物品などは補助の対象となりません。 また、短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品も対象となりません。 申請が多くなされるものについて、別添のとおり、一覧にまとめましたので、ご参考としてください。
24	補助対象物品	全園	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等とは、具体的に何を指しているのですか。	以下のようなものが例として挙げられます。 遊具：遊びに供するために利用される道具 （ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、等） 運動用具：運動・スポーツに供する道具 （鉄棒、平均台、跳び箱、マット、三輪車、トランポリン、等） 教具：幼児教育に資するために利用される道具 （楽器、園児用机・椅子、積み木、紙芝居、絵本、等） 保健衛生用品：園児の保健衛生管理に関わるもの （可搬型の日よけ用のテント、可搬型の空気清浄機、家庭用エアコン、体重計、身長計、幼児用寝台、AED、等）
25	補助対象物品	全園	短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品は補助対象外とありますが、「短期間」の目安はありますか。	概ね1年未満の適正な使用により、一度に消費してしまったり、消耗していくもの又は原形を失うものを指します。 例）絵の具、鉛筆、消しゴム、画用紙、カラーペン等
26	補助対象物品	全園	教育の質の向上に必要な運動用具として、マットを新規購入しました。この補助制度は、買い替えだけが対象ですか。	当該補助事業は、「新規購入」と「買い替え購入」のどちらも補助の対象とします。 ただし、旧物品の撤去・廃棄に要する費用は補助対象外となります。 なお、既存の一部を買い替える交換部品の購入に該当する場合は、対象となりません。
27	補助対象物品	全園	園庭の遊具を新しいものに買い換える場合は、撤去・廃棄に要する費用は対象になりますか。	撤去・廃棄費用は対象となりません。既存の遊具を撤去しなければ、新しい遊具を設置できないような場合についても、撤去・廃棄に要する費用は補助対象外となります。 撤去・廃棄費用は申請額から除外して申請してください。
28	補助対象物品	全園	園内にあるすべり台が老朽化のために補修する必要があります。こうした補修費用も補助の対象になりますか。	当該補助事業は、遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の購入を前提としているため、遊具等の修繕や改修は補助対象外とします。
29	補助対象物品	全園	園内にある和式の便所を洋式便所に変更したり、フェンスやブロック塀等の改修を行い新しくするものについても、補助の対象になりますか。	当該補助事業は、建物に係る物品の改修工事等は補助対象外とします。 ※建物に係る物品の改修工事等は、施設整備に該当するため、補助対象外です。
30	補助対象物品	全園	日よけテント（パーゴラ等）のうち、園舎や園庭に固着させる日よけテント（パーゴラ）は対象になりますか。	園舎や園庭に固着させるものは、施設整備に該当するため、補助対象外です。

私立幼稚園等環境整備費補助 Q & A

番号	分 類	対 象	質 問	回 答
31	補助対象物品	全園	防犯カメラや非常通報装置等の防犯設備は、補助対象になりますか。	防犯設備については、学校法人立幼稚園（認定こども園を除く。）に対し、平成２８年度に限り、補助対象としました。昨年度と同様に今年度も補助対象外です。
32	補助対象物品	全園	掃除機、洗濯機、乾燥機、オープンレンジは対象になりますか。	国の教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の基準に準じ、令和２年度より対象となりません。
33	補助対象物品	全園	収納用品は対象になりますか。	国の教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の基準に準じ、令和３年度より対象となりません。 例）本箱、ロッカー、道具入れ、靴箱、ハンガーラック、倉庫、作品乾燥棚等
34	補助対象物品	全園	ケースやカバー、固定器具等を対象物品である遊具等の物品と一緒に購入しますが、対象になりますか。	対象物品である遊具等と一緒に購入しても、ケース等が４つの区分（遊具、教具、運動用品、保健衛生用品）に該当しないため、ケース等は補助対象外です。

Q&A No. 8・13関連 添付書類の省略について 下表で「不要」と記載がある場合には該当する添付書類の省略が可能です。
また「注1～3」は状況に応じて省略できます。表の下の注意事項をご確認ください。

	内容	購入条件	提出書類							
			採択見積書	不採択2社以上見積書	契約書	納品書	工事完了届	検査調書	請求書	領収書
遊具	物品の購入	正規の発注	要	要	要	要	—	要	要	要
		店頭購入等 ※1	要	注1	不要	注2	—	要	注3	要
		ネット購入 ※2	要	要	要	要	—	要	要	要
	工事を伴うもの	正規の発注	要	要	要	—	要	要	要	要

※1 店頭購入等の取扱い及び 注 1～3の書類について

店頭購入等については、その幼稚園がその物品を購入する方法として最も適切であると客観的に判断できる場合、かつそれによって提出書類が存在となる場合に、例外的に該当書類の省略を可能とします。以下に事例と書類添付方法を例示します。
なお、通常の契約行為より店頭購入等が安価かつ利便性が高い可能性があるものとして、主に電化製品等を想定しているため、遊具等で店頭購入等をした場合は、個別に事情聴取及び資料提出を依頼することがあります。
また、工事を伴うものについては、当該特例による提出書類の省略は認めません。

＜教育時間に即時使用したいため、テレビ1台を量販店店頭で購入した場合＞

【店頭購入の理由例】

即時納品できる量販店が近隣にあり、店頭調査や電話照会による価格比較で最も安価であることが確認できている。

また、至急の購入のため、不採択2社の見積を徴することが困難かつ非合理・非効率であると客観的に考えられる。

【添付書類】

注 1・・・「特命理由書」に店頭購入の理由及び価格比較方法等を記載の上、価格比較に関する資料を添付。

※上記理由は一例ですので、幼稚園の個別の状況に合わせて資料をご作成ください。

注 2・・・物品が店頭受け渡し（自分で持ち帰り）の場合は省略可（後日配送による納品の場合は配送伝票等を添付する）。

注 3・・・店頭支払等の場合は請求書が存在となる場合があるため、省略可。支払前に金額に関する資料が提示されていればそれを代替で提出する。

※2 インターネットによる購入の取り扱いについて

原則として、正規の発注の場合と同様の書類をご提出ください。

事業者依頼しても、提出書類を取得できない場合は、特例的に、画面のコピーやメール等で代替書類をご提出ください。

その場合、以下の必要な情報が盛り込まれていることをご確認ください。

- ◆代替の書類に必要な情報…注文日、注文請け日、業者名、品物名、単価、注文数、納品先、納品日、請求額、領収額、領収日または園の関係者のカード引き落としによる支払いであることがわかること

■30万円未満の契約に係る特例

契約ごとに、1件の金額が30万円未満の場合、幼稚園において価格調査を行った上で、見積書は採択業者の1社分でも差し支えないものとします。

その際は、採択業者の見積書とは別に、価格調査を行ったことがわかる資料（カタログのコピー、インターネットの画面を印刷したもの等）をご提出ください。

Q&A No. 23関連 申請の多い物品一覧

【留意事項】

- 1 この一覧には、よく申請がなされる補助対象物品を記載しています。
- 2 この一覧に記載のある物品であっても、用途等によっては、対象外と判断される場合があります。
(例：保護者用の椅子や教材作成用のパソコン、職員室用テレビ等の管理用品は対象外となります。)
- 3 この一覧に記載のない物品が対象外であるということではありません。

	物品名称		物品名称		物品名称		物品名称
A	AED（パット等の交換部品のみは対象外）	さ	逆上がり補助板	た	テント（テントの重りは対象外）	ま	マーチングキーボード
	CDラジカセ、DVDプレイヤー		サッカーゴール		跳び箱		マーチングドラム
あ	椅子		三輪車		跳び箱ロイター板		マット
	移動式鉄棒		ジャングルジム		ドミノ		ままごとセット
	ウッドブロック		じょうろ		トライアングル		木琴
	雲梯		身長計	な	ドラム	ら	ライン引き
	エアコン（※）		シンセサイザー		トランポリン		ワイヤレスアンプ
	絵本		シンバル		縄跳び		ワイヤレスチューナー
	大玉		図鑑		は		ワイヤレスマイク
	大型遊具		スクリーン		パズル		ワンタッチプール
	大太鼓		砂遊びセット		バラバルーン		
	大太鼓スタンド		すのこ		ハンドベル		
	オルガン		スピーカー		ピアノ		
			滑り台		ピアノ（脚の固定器具は対象外）		
			ゼッケン		鍵盤		
か	加湿器	た	体重計		ブル用遊具		
	カスタネット		竹馬		複合遊具		
	紙芝居		タブレット		フラフープ		
	キーボード		玉入れかご		ブランコ		
	キーボードスタンド		タンバリン		プロジェクター		
	キャリングアンプ		綱（綱引き用）		ブロック		
	救護用ベッド		積み木		平均台		
	空気清浄機		テーブル		ボール		
	組立式プール		鉄琴		保湿機		
	グロッケン		鉄棒		ホッピング		
	巧技台		テレビ		ホワイトボード		
	紅白玉				本（絵本、図鑑等）		
	コーン						

※一部補助対象外となるタイプもございます。詳しくは担当宛てにお問い合わせください。